

評議員選定委員会設置・運営規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第92条の規定により、公益財団法人高知県体育協会(以下「本会」という。)が評議員の選任方法を定めることを目的とする。

(設置及び任務)

第2条 当財団は、前条の目的を達成するため、評議員選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

2 選定委員会は、移行登記の日以降において当財団の評議員に就任すべき評議員を選任する。

(選定委員会委員)

第3条 選定委員会は、定款上の評議員1名、監事1名、事務局員1名及び外部委員2名合計5名で構成する。

2 選定委員会委員は、理事会で選任し、会長が委嘱する。

3 選定委員会委員のうち1名を選定委員会において、互選により委員長とする。

4 選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 当財団又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人。
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者。
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

(招集)

第4条 選定委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

(選任方法及び決議)

第5条 選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

2 選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者との法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 3 選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員名簿及び議事録)

第6条 選定委員会は、議事終了後速やかに評議員名簿及び議事録を作成し、委員長及び出席者の代表1名が署名押印の上、理事会及び評議員会に報告する。

(本規則の変更)

第7条 本規則は、理事会の議決により変更することができる。

(設置期間)

第8条 選定委員会は、公益財団法人高知県体育協会の設立の登記日（平成24年4月1日）から本会が消滅するまで。

附 則 この規則は、最初の評議員の選任方法について、旧主務官庁の許可を受けた日(平成24年4月1日)より施行する。